

特定間伐等促進計画

滋賀県日野町
平成25年9月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、平成25年度から平成32年度までの8年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、24,800 ha（年平均3,100 ha）の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本町の間伐の実施状況を勘案して、平成25年度から平成32年度までの8カ年間で480ha（年平均60ha）の間伐を行うことを、本町特定間伐等促進計画の目標とする。また、伐採後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本町の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

3 特定間伐等の実施計画

(1)間伐

単位:ha、m³、%

事業実施年度	事業実施主体	所在場所				間伐を実施する森林の現況				間伐の内容			備考
		市町	旧市町村	林班	小班	面積	樹種	林齢	立木材積	間伐方法	間伐立木材積	間伐率(材積率)	
H26	綿向生産森林組合	日野町	日野町	77	へ	0.84	ヒノキ	13	16	不要木の除去	3	20%	枝打ち
H26	綿向生産森林組合	日野町	日野町	55	へ	0.31	ヒノキ	22	13	定性	2	20%	枝打ち
H26	綿向生産森林組合	日野町	日野町	55	へ	0.66	ヒノキ	23	30	定性	6	20%	枝打ち
H25	日野町森林組合	日野町	日野町	25	イ	6.00	スギ・ヒノキ	40	1380	定性	276	20%	枝打ち
H25	日野町森林組合	日野町	日野町	88	ト	6.00	スギ・ヒノキ	30,55	1560	定性	312	20%	枝打ち
H28,H29	滋賀県造林公社	日野町	日野町	23 24	ト 二	17.34	スギ・ヒノキ	32~47	2922	定性	877	30%	305 162 枝打ち
H29	滋賀県造林公社	日野町	日野町	64 65 66	ホ、へ イ、ロ、二、ホ ル、オ	17.18	スギ・ヒノキ	31~40	3098	不要木除去	620	20%	1616 枝打ち
H30	滋賀県造林公社	日野町	日野町	66	へ、ト	6.50	スギ・ヒノキ	27~46	787	不要木除去	157	20%	1664 枝打ち

※ 間伐方法欄には、「定性」「列上」の別を記載すること。

※ 「除伐」を予定している箇所を記載する場合は、間伐方法欄に「不要木の除去」、備考欄に「除伐」と記載すること。

※ 「枝打ち」は、間伐と除伐と一体的に実施する場合は記載可能です。その場合は、備考欄に「枝打ち」と記載すること。

(4)路網

単位:m

事業 実施 年度	事業実施主体	路線名	路網起点				路網終点				路網整備の内容		対図番号 または 林小班	備 考
			市町	旧市町	林班	小班	市町	旧市町	林班	小班	開設 延長	幅員		
H25	日野町森林組合	三峰山	日野	日野	25	イ	日野	日野	25	イ	1,200	2.5	25イ	
H25	日野町森林組合	鎌掛	日野	日野	88	ト	日野	日野	88	ト	1,000	2.5	88ト	
H28	滋賀県造林公社	原三峰山	日野	日野	23	ト	日野	日野	24	二	1,700	3.0	23ト→24二	305 1616

※ 対図番号または林小班欄に林小班を記載する場合は、路網起点・路網終点以外の関連する林小班すべてを記載すること。また、記載する旧市町・林班が路網起点の旧市町・林班と相違する場合は必要に応じて旧市町・林班についても記載すること。

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

森林組合や生産森林組合等の林業事業体に、森林経営計画の作成を働きかけ、施業を集約化し、効率化・低コスト化による生産性の向上に向けて、路網整備や機械化の推進に努めるとともに、森林組合等の林業事業体に森林施業プランナーの育成を働きかけ、森林所有者へ必要経費、収入見込額等を含んだ適切な施業提案を行える提案型施業の推進に努める。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

森林整備活動支援交付金等の活用により、森林組合等の林業事業体に施業の集約化に必要な森林の情報収集や境界の明確化を働きかけ、森林所有者等との合意形成に向けた説明会等の開催の推進に努める。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること。

間伐等の効率的な実施のため、トラック等の走行する林道や林業専用道、および主として林業機械が走行する森林作業道のそれぞれの役割に応じて適切に組み合わせられた丈夫で簡易な路網整備の推進に努める。

(2) 低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の実情に応じた効果的な間伐の実施のため、路網の整備状況を踏まえ、高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及および定着の推進に努める。

(3) 造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

コンテナ苗の導入、低密度植栽、シカ被害による再植栽の経費の削減のための防除対策の推進により造林・保育の低コスト化に努める。

6 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

間伐材の利用は、資源の有効利用に寄与するとともに、森林所有者等にとっては採算性の向上により森林施業の負担軽減を可能とするものであることから、間伐材の供給および利用に携わる関係者間の合意形成の構築推進に努める。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

国内合板工場等と木材需給の協定を締結している滋賀県森林組合連合会は、県産材安定供給の基地として東近江市内に「木材流通センター」を設置している。当流通センターへ間伐材搬入を促進することにより、安定供給体制の構築に努める。

7 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関すること。

森林組合や林業事業体に緑の雇用等を活用した新規就業者の確保・育成を促し、滋賀県が主催する施業プランナー育成研修や林業労働力確保支援センターなどが開催する研修会等への積極的な参加を働きかけ、林業技術の習得と、現場に応じた高い技術力を持つ森林技術者やリーダーの育成に努める。

(2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

森林組合、林業事業体、木材産業事業体との連携強化を進めることにより、経営基盤の安定化を図る。また、施業の集約化等による効率化・低コスト化を図るとともに、施業の長期受委託を進め安定的な事業量の確保に努める。また、森林組合や林業事業体に滋賀県が主催する研修等への積極的な参加を働きかけ、提案型集約化施業を担う森林施業プランナー等の知識、技術、技能を備えた人材育成に努める。